

平成25年度 第4回庁議要旨

日時：平成25年5月20日（月）

午前9時

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市表彰に関する条例施行規則の一部改正について（企画部）

市政功労者表彰の対象者は、市内に住所を有しているものと規定されているが、長年にわたり市政の振興に寄与された方で、東日本大震災の影響により住所を石巻市から異動された方も表彰対象者とするため改正するもの。

(1) 主な内容

現行：市内に住所を有している方のみ

改正案：原則、市内に住所を有している方とするが、東日本大震災の影響により市外へ住所を異動された方についても、対象者に含める。

(2) 施行期日

平成25年6月1日

2 石巻市中心市街地活性化検討市民会議の設置について（企画部）

平成22年3月に「石巻市中心市街地活性化基本計画」を策定（内閣総理大臣の認定）しているが、東日本大震災の影響により、同基本計画に定める中心市街地活性化の基本方針と目標を達成するための多くの事業が実施困難となり、また、中心市街地を取り巻く環境も大きく変化したことから、基本計画の見直しを行うこととしている。

見直しに当たって、中心市街地に関する市民各層の意見、要望等を反映させるため、石巻市中心市街地活性化検討市民会議を設置するもの。

(1) 主な内容

ア 委員定数等

(ア) 30人以内

(イ) 学識経験を有する者

(ウ) 各種団体から推薦された者

(エ) 市長が必要と認める者（公募委員）

イ 所掌事務

(ア) 基本計画策定に関すること。

(イ) 中心市街地活性化のための施策に関すること。

(ウ) その他中心市街地活性化に関すること。

ウ 委員の任期

7か月（平成25年9月から平成26年3月まで）

エ 開催回数

8回程度

(2) 今後の予定・施行期日

ア 石巻市中心市街地活性化検討市民会議設置要綱の制定及び平成25年市議会第2回定例会に補正予算提案

イ 施行期日 平成25年7月1日

3 イタリア共和国チビタベッキア市との姉妹都市締結について（企画部）

合併前の石巻市とチビタベッキア市とは姉妹都市を締結していたが、合併後は姉妹都市の締結には至ってなかったが、2011年2月にはチビタベッキア市長より、姉妹都市を締結し、一層の交流を深めたい旨の文書が送付された。その後、東日本大震災の影響もあったものの、支倉常長が出航してから400周年に当たる2013年に姉妹都市締結と記念イベントを行うこととしていた。本年1月に本市事務レベル訪問団をチビタベッキア市に派遣し、姉妹都市締結について協議したところ合意がなされたことから、姉妹都市締結盟約書調印式を行い、合併以前から続く両市の姉妹都市交流を新石巻市として正式なものとし、交流を再開させ国際化の進展を図るもの。

(1) 主な内容

ア 姉妹都市締結盟約書調印式

旧石巻市とチビタベッキア市との間に締結された盟約書を基本とすることとし、本年7月に石巻市長を代表とする石巻市代表団がチビタベッキア市を訪問し、盟約書への調印式を行う。

イ 交流事業計画書

盟約書の目的達成のため、協議によって交流事業計画書を作成し、姉妹都市締結盟約書調印式の際に併せて署名する。

ウ 姉妹都市締結記念事業

サン・ファン館で開催予定の慶長使節400周年記念事業に合わせて、チビタベッキア市代表団を招聘し、400周年記念事業への参加のほか、市民団体との交流、市内施設訪問などを行う。

エ 交流の経費負担について

経費負担については、両市公式訪問団4名までの現地滞在費用を滞在国側が負担することとし、それを超える部分については派遣側で負担する。

4 石巻市被災市街地復興土地区画整理事業を施行するために必要な条例及び関連規則の制定について（震災復興部）

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた本市市街地の沿岸部については、今後も津波、高潮の浸水リスクが高いことから、住宅を安全な内陸部へ移転し、速やかな生活基盤を形成するため、被災市街地土地区画整理事業の活用による新市街地を形成し、住民の生命や財産を守ることにしている。

湊東・新門脇・湊北・下釜第一地区・中央一丁目地区（以下「既成市街地5地区」という。）における被災市街地復興土地区画整理事業を施行するに当たり、土地区画整理法の規定により、市が施行する土地区画整理事業を実施するために必要な事項を条例及び規則で定めるもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例

市が施行する既成市街地5地区の土地区画整理事業を実施するために、土地区画整理法の規定により条例で規定することとされている事項について定める。

第1章 本条例の趣旨、事業の名称及び範囲等

第2章 事業に要する費用の分担方法

第3章 土地区画整理審議会とその委員

第4章 換地等を行う場合に基準となる地積の決定方法

第5章 復興共同住宅区への換地申出

第6章 土地及び権利の決定方法

第7章 土地に対する清算方法

第8章 条例の施行に関し必要な事項の委任等

イ 石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例施行規則

既成市街地5地区の土地区画整理事業の施行に当たり、必要な手続について規定する。

(2) 今後の予定・施行期日

ア 平成25年市議会第2回定例会に条例提案

イ 施行期日

既成市街地5地区の各事業計画決定公告の日

5 石巻市斎場への指定管理制度の導入について（生活環境部）

－継続審議－

6 特別徴収義務者の解除要件について（生活環境部）

宮城県が策定した「特別徴収義務者一斉指定ガイドライン」に基づき、平成25年度から「従業員規模3人以上」の事業主を対象に、特別徴収義務者として一斉指定を実施することとしているが、著しい人手不足の人的事情や災害による復旧の遅れから事務体制が整わないこと等により、特別徴収することが著しく困難である場合が思慮されることから、特例として、1年に限り普通徴収への切替えを認めることとし、もって特別徴収義務者指定の円滑な移行を図るもの。

(1) 主な内容

特別徴収することが著しく困難であると認められる特別な事情がある場合は、指定解除申出書により次年度に特別徴収事務を実施する旨の計画を示したときに、1年に限り普通徴収への切替えを認める。

(2) 今後の予定・施行期日

ア 石巻市個人市民税の特別徴収義務者の指定解除の特例に関する要綱の制定

イ 施行期日

告示の日

7 石巻市国民健康保険税条例の一部改正について（健康部）

国民健康保険法施行令及び地方税法の一部が改正されたことに伴い、関係法令と同様の措置を講ずるため石巻市国民健康保険税条例及び関係要綱の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険の保険税について、既に講じられている当該移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1の軽減措置に加え、当該移行後5年経過後から8年目までの間においても世帯別平等割額の4分の1の軽減措置を講じるもの。

(2) 今後の予定・施行期日等

ア 平成25年市議会第2回定例会に一部改正提案

イ 施行期日等 公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

8 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等の被災者の国民健康保険税及び介護保険料の減免措置の延長について（健康部）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料については、国の財政支援により平成24年度まで減免措置を行ったところであるが、財政支援が平成26年3月分まで延長されることとなったことから、被災者の経済的負担の軽減を図るため、引き続き平成25年度分の国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を行うもの。

(1) 主な内容

国民健康保険税及び介護保険料の減免期間を平成26年3月分まで延長する。

(2) 今後の予定・施行期日等

ア 平成25年市議会第2回定例会に東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例及び東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正提案

イ 施行期日等 公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

9 地域包括ケアの推進について（健康部・福祉部・病院局・企画部）

仮設住宅での生活が長期化する中、虐待や多問題ケース等が増加傾向にあり、特に、開成・稲井地区においては、2千戸を超える仮設住宅における入居者の健康課題等について、毎月エリアミーティングを関係機関と開催しているが、地域包括支援センターをはじめ、保健・福祉・医療・介護等の関係機関の連携をより円滑化する必要がある。

地域包括ケアシステムの構築を目指すため、開成・南境地区を中心とする仮設住宅等の高齢者の健康・福祉課題を総括する包括ケアセンターを設置し、保健・福祉・医療・介護等の多職種連携の実践を図るもの。

(1) 主な内容

ア 包括ケアセンターの設置

(ア) 開成・南境地域を中心とした高齢者の健康・福祉課題を総括する包括ケアセンターを設置し、多職種協働による個別ケース支援を実践するとともに、必要に応じて地域ケア会議を開催し、地域課題の共有・解決を図る。

(イ) 包括ケアセンターの事務室を開成第3団地ささえあいセンターに設置するとともに、実務経験のある保健師等を配置し、開成仮診療所と連携した「保健・福祉・医療・介護」の展開を図る。

(ウ) 関係機関連携の強化

保健師及び社会福祉士等が中心となり、仮設住宅を担当する社会福祉協議会（訪問支援員、地域福祉コーディネーター）や地域包括支援センター（ケアマネージャー）をはじめとした多職種連携を実践し、円滑な被災者支援を図る。

イ 関係課調整会議の設置

(ア) 平成25年度中に、地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の整理、制度設計等を行う。

(イ) 体制

座長 健康部次長、副座長 福祉部次長、担当 介護保険課長、健康推進課長、福祉総務課長、生活再建支援課長、病院管理課長、開成仮診療所長ほか関係職員

10 延滞金等の特例措置の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について（健康部・建設部）

地方税法等の一部が改正され、延滞金等の利率の見直しが行われたことに伴い、関係条例の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

ア 改正する条例・概要

(ア) 石巻市国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例

附則に遅延利息等の割合の特例を加える。

(イ) 次の条例の附則に規定する延滞金の割合の特例について改正する。

(a) 石巻市介護保険条例

(b) 石巻市浄化槽事業分担金条例

(c) 石巻市漁業集落排水事業分担金条例

(d) 石巻市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例

(e) 石巻市農業集落排水事業分担金条例

イ 主な改正内容

(ア) 延滞金及び還付加算金の利率の引き下げ

	本則	特例 (現行)		特例の見直し	*の年平均が 1%の場合
延滞金	14.6%	—	⇒	(特例基準割合) *貸出約定平均金利+1% +7.3%	9.3%
納期限後 1か月以内	7.3%	4.3%		(特例基準割合) *貸出約定平均金利+1% +1.0%	3.0%
還付加算金	7.3%	4.3%		(特例基準割合) *貸出約定平均金利+1%	2.0%

(注) 特例基準割合 = 貸出約定平均金利 + 1%

(注) 下水道事業受益者負担金の延滞金利率 14.5% も同様に引き下げ

(2) 今後の予定・施行期日

ア 平成25年市議会第2回定例会に一部改正提案

イ 施行期日 平成26年1月1日

11 風しん予防接種費用の助成について（健康部）

国内において、風しんの感染拡大により、胎児へ先天異常をもたらすことが問題となっていることから、先天性風疹症候群（先天性心疾患、難聴、白内障）の発生を予防することを目的に、妊娠を予定・希望している19歳から49歳までの女性とその配偶者及び妊娠している女性の配偶者に対し、予防接種費用を全額助成するもの。

(1) 主な内容

ア 接種期間

平成25年6月1日から平成26年3月31日まで。ただし、本年4月1日から接種開始日の前日までに自己負担で接種を受けた対象者には、申請により助成（償

還払い)する。

イ 対象者

接種時に市内に住民登録がある

(ア) 19歳から49歳までの妊娠を希望している女性とその配偶者

(イ) 妊娠している女性の配偶者

ウ 実施方法

接種希望者は、接種希望医療機関に予約を行い、保険証、運転免許証等で住所・年齢の確認を受けた上で、申請書及び予診票を記入し、接種する。

(2) 今後の予定・施行期日

ア 石巻市風しん予防接種実施要綱の制定：平成25年6月1日施行

イ 石巻市予防接種費用助成要綱の一部改正：告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用

12 石巻駅周辺地域整備方針及び整備計画について（企画部・建設部・病院局事務部）

－取り下げ－